

3水管第1529号
令和3年9月7日

都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長
増殖推進部栽培養殖課長

新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて

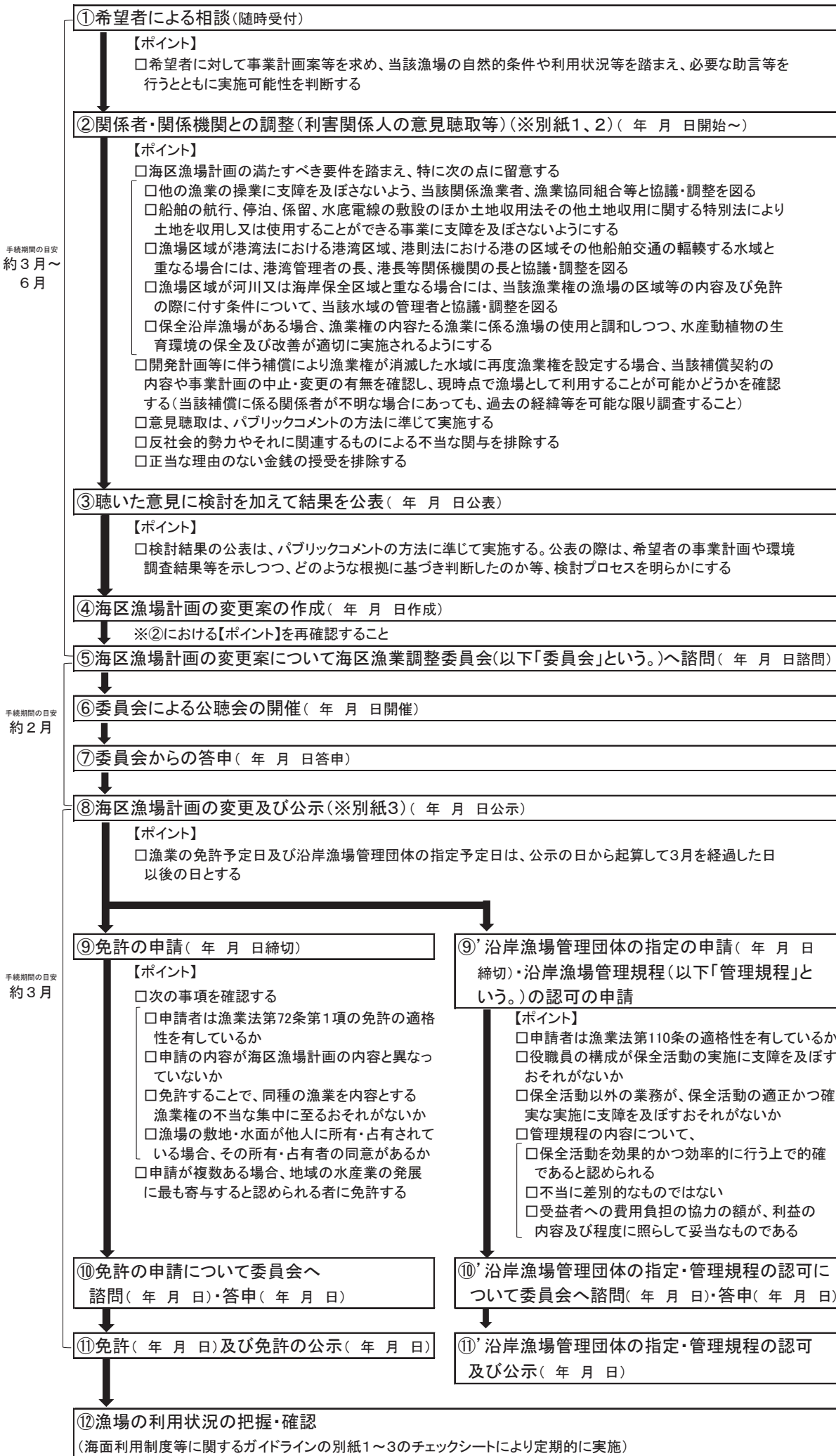
漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が令和2年12月1日に施行され、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正された。

改正後の法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効活用が図られるよう規定が整備された。

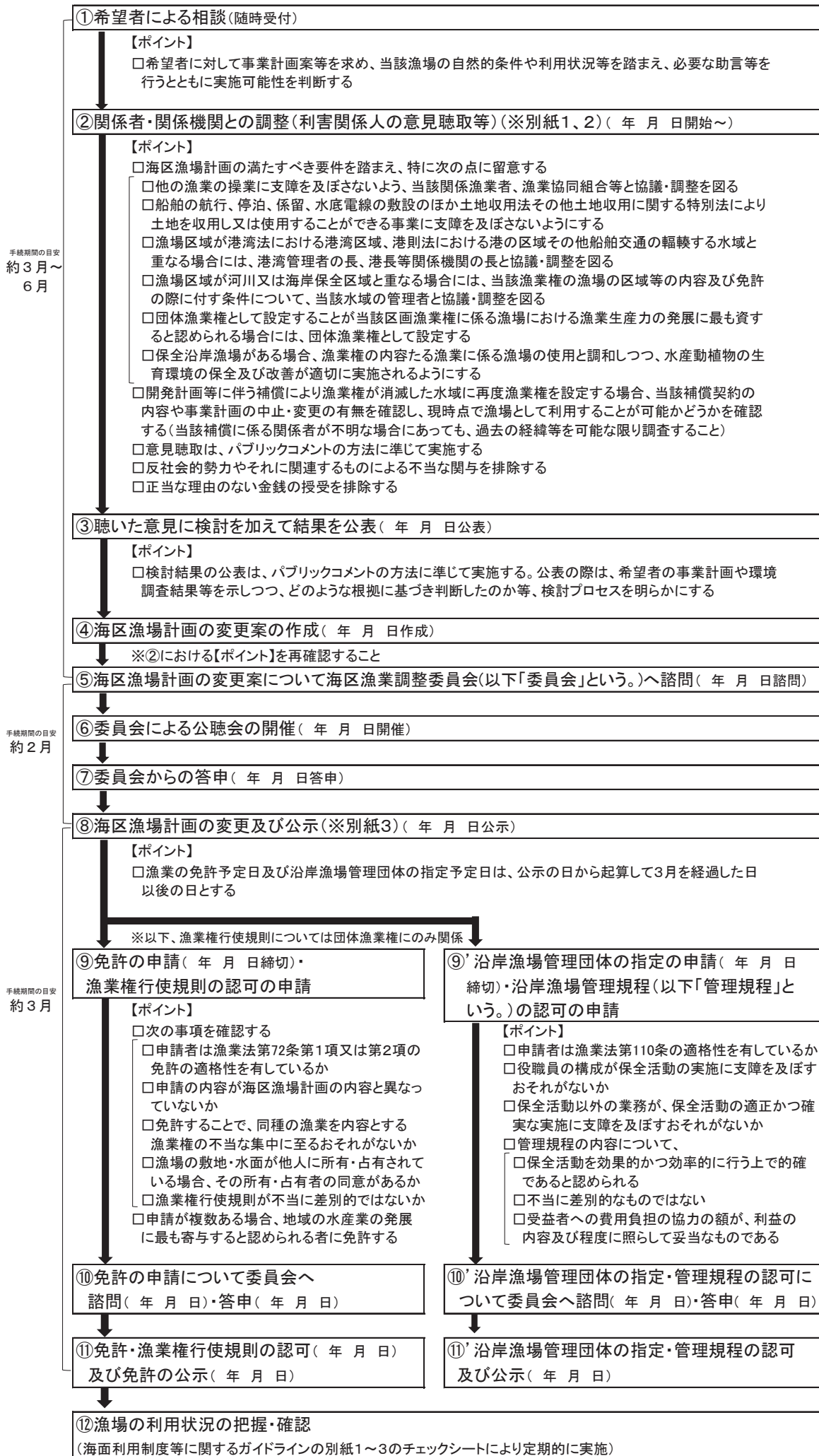
今般、これらの趣旨及び規模拡大や新規参入に関するニーズを踏まえ、5年に一度の海区漁場計画作成の時期によらずとも、新たな漁業権（定置漁業権、区画漁業権）を免許する手続が円滑に行われるよう、その想定される手順及びスケジュールを別添のとおりとりまとめたので通知する。

新たな漁業権の設定を希望する者は、漁業協同組合の組合員を含め、都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行う場合があるが、これらの新たな漁業権に関する相談に対し、海面利用制度等に関するガイドライン（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）に基づき、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係する漁業者、漁業協同組合、関係機関等との議論を促進するなどし、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにしながら、誠実、かつ責任をもって対応されるよう配慮願いたい。

新たな定置漁業権を免許する際の手順・スケジュール



新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール



利害関係人について

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第64条第1項の規定における「利害関係人」について、法第64条第1項の利害関係人として意見を述べようとする際は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない（漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第22条第2項）。

利害関係人として想定される以下の表の左欄の者について、利害関係の有無を判断するに際しては、以下の表のそれぞれ対応する右欄に掲げる事項を確認することが適当と考えられる。なお、これらは例示であり、利害関係を有する者であるかについては、実際には個別具体的に判断されるべきものである。

利害関係人との調整に当たっては、利害関係人の主張を聴き取り以下の表の右欄に掲げる事項を確認した上で、都道府県として、当該主張についての合理性・妥当性を適切に判断されたい。例えば、近接する漁場に漁業権が免許されている場合であっても、地理的關係及び対象魚種の回遊の關係等から新規漁業権の設定が何らかの影響を与えるものではない場合には、当該主張に合理性・妥当性があるとは考えられない。以上の判断を踏まえ、その結果としてどのように漁場の有効活用を図るのかなど解決策を具体的に説明することにより、利害関係人の理解を得ながら、然るべき期間内に調整を図るように対応されたい。

利害関係人	利害関係の有無の判断に際して確認すべき点
漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> いつ、どこで、どのような漁業を営んでいるか。（資源管理の状況等の報告や、過去の漁場の活用状況（海面利用制度等に関するガイドラインの別紙1～3のチェックシートを用いた判断）を参考とすること。他都道府県で漁業を営んでいる場合には、当該都道府県にも照会すること。） 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業を営もうとする者	<ul style="list-style-type: none"> いつ、どこで、どのような漁業を営むことを計画しているか。また、その準備状況はどうか。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 関係する漁業者の意見のとりまとめとして、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関の決定を経たものであるか。（関連する資料を提出させ、都道府県としても確認すること。） 漁業権の設定に伴い、どの組合員のどの漁業が、どのように影響を受けるのか、具体的に示しているか。
船舶の運航者等	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を航行し、停泊又は係留している事実があるか。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> 土地収用等ができる根拠法は何か。また、当該事業が当該法に基づく認定の対象になっているものであるか。

<p>水面の利用・開発をする事業者(過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none">・漁業権の設定に伴い、事業者が実施する事業にどのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。・過去に漁業補償を行っている場合、その内容はどのようなものであるか。・漁業権の設定が、過去の漁業補償とどのように関係するか、具体的に示しているか。
---	--

調整が難航する場合の対応について

希望者による相談を受けて海区漁場計画の変更案を作成する場合、都道府県知事は、海区漁場計画の素案を作成した上で利害関係人の意見を聴き、聴いた意見に検討を加えて公表する必要がある（漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第64条第1項から第3項まで）。

このため、海区漁場計画の変更案の作成は、早くても3月程度の期間を要するものと考えられる。一方で、仮に調整が難航した場合であっても、無期限に調整期間を延ばすことは好ましくないことから、6月以内に一定の結論を出すこととされたい。例外的に6月を超えて調整が必要となる場合には、新規に漁業権の設定を希望する者に対し、その理由が明確となるようにされたい。

また、変更案の作成後は、漁業に関する事項を処理する行政委員会である海区漁業調整委員会が、公聴会を開催した上で意見することが法定されており（法第64条第4項及び第5項）、海区漁業調整委員会の会議については、公開で行われ、議事録を公表することが義務付けられている（法第145条第3項及び第4項）。

海区漁場計画の作成・変更に当たっては、これらの法の規定の趣旨等を踏まえ、透明性を確保したプロセスの下で検討を進められたい。

なお、上記プロセスによっても調整が難航する場合、必要に応じて、これまでの調整経緯及び問題点等を明らかにした上で、水産庁管理調整課沿岸・遊漁室に連絡されたい。連絡内容を踏まえ、水産庁として、円滑に調整を進めるための情報提供や助言等を行うこととしたい。

海区漁場計画の変更の公示例

〇〇県告示第〇〇号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、〇〇海区漁場計画の一部を変更したので、当該計画、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日、沿岸漁場管理団体の指定予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

〇年〇月〇日

都道府県知事 〇〇 〇〇

1 〇〇海区漁場計画

〇〇海区漁場計画の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
〇〇海区漁場計画 1 漁業権に関する事項 (1)～(3) (略) (4) <u>公示番号 区第〇号</u> ア <u>漁場の位置 〇〇県〇〇市〇〇の地先</u> イ <u>漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</u> (ア) <u>北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒の点</u> (イ) <u>北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒の点</u> (ウ) <u>北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒の点</u> (エ) <u>北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒の点</u> ウ <u>漁業の種類及び漁業時期</u> <u>漁業の種類 第一種区画漁業（ぶり養殖業）</u> <u>漁業時期 1月1日から12月31日まで</u> エ <u>存続期間 〇年〇月〇日から〇年</u>	〇〇海区漁場計画 1 漁業権に関する事項 (1)～(3) (略) (新設)

○月○日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

カ 関係地区 ○○県○○市○○、同
市○○及び同市○○

キ 条件 ○○

(ク その他漁業権の設定に関し必要
な事項 (※必要に応じて規定))

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 保全沿岸漁場に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 公示番号 ○第3号

ア 漁場の位置 ○○県○○市○○の
地先

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、
(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次
に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯○度○分○秒東経○度○分
○秒の点

(イ) 北緯○度○分○秒東経○度○分
○秒の点

(ウ) 北緯○度○分○秒東経○度○分
○秒の点

(エ) 北緯○度○分○秒東経○度○分
○秒の点

ウ 保全活動の種類

(ア) 赤潮の発生状況の監視及び水底
の底質の調査

(イ) 漂流物の除去及び有害動植物の
駆除活動

(ウ) 水産動植物の種苗の放流

(エ) 漁業関係法令に違反する行為を
抑止するための監視活動

(エ) その他保全沿岸漁場の設定に関し
必要な事項 (※必要に応じて規定))

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2 保全沿岸漁場に関する事項

(1)・(2) (略)

(新設)

- 2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項
 - (1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり
 - (2) 漁場の図面 別添2のとおり
 - (3) その他参考となるべき事項 . . .
- 3 変更後の〇〇海区漁場計画1の(4)に係る漁業の免許予定日
〇年〇月〇日
- 4 変更後の〇〇海区漁場計画2の(3)に係る沿岸漁場管理団体の指定予定日
〇年〇月〇日
- 5 3及び4に係る申請期間
〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで